

2023年3月31日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ  
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信  
(コード番号 2402 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 Platform Design 部門担当  
石亀 幸大  
(TEL. 03-3740-4011)

## 第53期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 対象となる有価証券報告書  
第53期有価証券報告書（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
2. 延長前の提出期限  
2023年3月31日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2023年5月22日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年12月22日付開示「当社従業員による不適切な取引の疑義及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、及び、2023年1月19日付開示「特別調査委員会における調査対象及び特別調査委員会委員の追加に関するお知らせ」に記載のとおり、当社従業員により不適切な取引が行われている疑義がある事案（以下「本件事案」といいます。）、及び、当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案（以下「本件追加事案」といいます。）について、特別調査委員会による調査が進められております。

特別調査委員会においては、関係者及び取引先のヒアリングの実施、特別調査委員会の調査の目的を達成するために必要な情報を有している可能性がある役職員及びその他の関係者について業務上利用されているメールサーバ等のデータのデジタルフォレンジックの実施、ヒアリング対象者から提供を受けた資料及びデジタルフォレンジックで検出された資料の内容の精査等を行っています。また、特別調査委員会においては、両事案のいずれについても同種事項の有無の調査も進めており、そのための当社グループ会社を含めた役職員に向けたアンケート調査の実施、臨時のホットライン通報の制度の設置も行っており、その回答状況等を踏まえたフォローアップのヒアリング・資料の検討なども進めております。

本件事案につきましては、特定の案件について、売上計上額の操作が行われていた疑いが検出されており、加えて原価の不適切な計上が行われていた疑いが生じております。特別調査委員会によると、取引先から広告の制作業務等を受託しているなかで、2016年12月頃から2022年10月頃まで、膨らんだ外注

費を適切に取引価格に転嫁できたと見せかけるべく、売上の水増しを行うために、販売管理システムの仕様の悪用や販売管理システム上の請求書類等の偽造等により上長を欺き、また、取引先を欺いてその協力的行為を得て、取引先に対する当社の売上を販売管理システム上で水増し・架空計上した上で、水増し・架空計上した売上に係る支払について取引先からの別案件の請求の一部として入金させることにより、取引先からの通常どおりの入金があったと当社に誤認させる等を行っていたことが判明しているとのことです。

また、上記案件における外注費について、架空のものが無いか、外注先からキックバックを受けたという事情が無いかなどについても調査を進めているとのことであり、加えて、同種事項の有無についても検証を進めている最中であるとのことです。したがって、当社としても現時点において当社財務諸表等へ与える影響について確定するには至っておりません。

本件追加事案につきましては、特別調査委員会によると、当社及び当社連結子会社が当社取引先より受注し、外注先に委託した業務の一部について、実体がないことが強く推認されるとのことです。（業務開始時点においては、当社の連結子会社であった株式会社アマナデザインが受注しており、2020年7月1日に同社を当社が吸収合併したことに伴い、それ以降は当社が受注しております。）2016年5月から2022年7月まで、当社及び当社連結子会社が当社取引先より受注していたシステムの構築・運用・保守等の業務に関し、当社取引先へ出向していた当社連結子会社元社員（同期間内に当社取引先へ転職しています）から指示されるままに、受託した業務の一部業務を外注先へ委託しており、当該外注先に委託した業務の一部は、当社連結子会社元社員の主導により外注先からさらに別の外注先に委託されておりましたが、別の外注先では業務を行っておらず、外注費名目で受領した資金の多くを当社連結子会社元社員個人へ支払っていたとのことです。

なお、特別調査委員会より、当社連結子会社元社員から特別調査委員会による調査に未だ協力を得られていないことから、動機及び経緯等について、十分に解明できていないため、時間の許す限り、当社連結子会社元社員への調査協力要請・説得を続けて行く方針であると聞いております。また、本件追加事案でも当社連結子会社元社員が担当した他案件や同種案件の有無についても検証を鋭意進めているものの、未了であるとの報告を受けております。

特別調査委員会による調査の結果を受け、当年度及び過年度の財務諸表に対する会計処理を確定し、影響額の確定を終えられるのが4月25日頃の予定であります。そのため、第53期有価証券報告書の法定提出期限である2023年3月31日までに、当社の2022年12月期連結財務諸表及び財務諸表の作成、並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、当該有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。以上のとおり、金融商品取引法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに第53期有価証券報告書の提出ができなくなったことから、当該有価証券報告書の提出期限延長について申請を行うことといたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

なお、今回の提出期限に関する申請が承認された場合、当該有価証券報告書について提出期限にかかわらず可能な限り早期に提出できるよう最善を尽くしてまいります。第54期第1四半期報告書の提出期限である2023年5月15日までに第53期有価証券報告書を提出することができない場合、当該四半期報告書についても提出期限までに提出することができないこととなります。第54期第1四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

この度、当社において2018年、2020年（第3四半期報告書）に続き三回目の有価証券報告書の提出期限延長を申請する事態となりましたこと、重く受け止めております。過去の事案におきましても、調査委員会を設置し、事案の態様と原因究明に全力を尽くしてまいりましたが、過去の調査活動において今回の事案を

発見できなかったことについて、結果として調査不足の点があったことも否めないものと考えております。

今回の調査におきましては、二度と不適切事案を重ねる事のないよう、徹底した原因究明が必要であると認識しており、経営陣として、これを機に不正を一掃するべく、調査に全面的に協力してまいります。そのうえで、これまで以上に有効性、実効性の高い再発防止策を立案し、抜本的な改善を早期に実施することが極めて重要であると考えております。

また、経営陣の責任の明確化については、調査報告書受領後、再発防止策を策定するなかで、速やかに決定お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上